

令和4年度第2回千葉県個人情報保護審議会全体会議録

- 1 日 時 令和4年7月14日(木)
午前10時00分から午前11時25分まで
- 2 場 所 Web会議
(千葉県庁中庁舎1階 審査情報課委員会室)
- 3 出席者の氏名
(1) 審議会委員
石井徹哉委員、川口由起子委員、川瀬貴之委員、桐ヶ谷敬三委員、
谷麻衣子委員、永嶋久美子委員、中曽根玲子委員(議長) (50音順)
(2) 事務局 田中審査情報課長、ほか課員6名

4 議事の概要

会議録署名人として、川口委員が指名された。

議題 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の在り方について

議長：それでは、「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の在り方」についての議事に入ります。諮問書の各検討事項について、前回に引き続いて検討を行います。

検討事項(7) 事業者に関する規定

議長：事業者に関する規定について説明をお願いしたい。

事務局：(資料に基づき説明)

議長：ただいまの説明に関し、ご質問があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：現在の条例の事業者の規定が適用されたという事例があるのか。

事務局：ここ数年ではなく、過去においてもあったということは認識していない。

石井委員：市からの受託事務が不適切に行われたことにより、全市民の住民基本台帳の情報等が記録されたUSBメモリを紛失するという事件があったが、県の情報セキュリティはきちんと整備されていると理解していいのか。

事務局：県において規定で情報セキュリティが整備されていると認識している。

石井委員：単に規定が整備されているだけでなく、それは実効性のあるものなのか。

事務局：実効性は図られていると認識している。

石井委員：もし事故があった場合、県においてはどこが担当するのか。

事務局：デジタル推進課が担当していると思われる。

議長：他にご質問があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：では、ご質問がないようなので、説明内容等を踏まえ、審議会としての考えを決定したいと思う。各委員のご意見をお願いしたい。

石井委員：条例で規定する必要はないと考えているが、情報セキュリティについて気になっている。担当課等に提言のようなことはできないか。

議長：対応策が採られないまま条例上事業者に関する規定がなくなるということとは懸念である。

川瀬委員：附言をするということは良いと思う。規定については制度が後退するのでなければそれ自体は良いと思う。

永嶋委員：規定についてはこの方向性で良いと思う。附言は全般的に制度の運用を検証していくということもあり得る。

桐ヶ谷委員：国との役割分担という意味でも県独自に事業者について規定を設ける必要はないと思う。

議長：それでは、審議会としては、事業者に関する規定は必要ないという判断で一致したということによろしいか。

各委員：(了承)

議長：附言については改めて検討したい。

検討事項（８）審議会条例

議長：つぎに、審議会条例について説明をお願いしたい。

事務局：(資料に基づき説明)

議長：ただいまの説明に関し、ご質問があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：「答申の尊重」の部分だけ施行条例で定めるということか。

事務局：審議会条例は審議会の組織・運営について規定するものなので、諮問実施機関が主語になる「答申の尊重」は少しなじまないと考えられる。

議長：他にご質問があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：ご質問がないようですので、説明内容等を踏まえて、審議会としての考えを決定したい。各委員のご意見をお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：それでは、審議会としては、現行条例上の審議会の権限等を審議会条例に規定すべきという結論を出したいが、よろしいか。

各委員：(了承)

検討事項（５）開示決定期限

議長：前回保留となっていた開示決定期限について調査した結果の説明をお願いしたい。

事務局：開示決定期限に関する調査として、他県での状況、開示請求に係る処理日数等の運用状況、原決定を妥当とする答申の割合及び情報公開条例の規定などについて、結果を御報告する。

まず、他県での開示決定期限だが、現行上、決定期限を30日としている都道府県はなく、10日としているのが2団体、14日としているのが4団体、15日としているのが41団体となっている。このうち、5月末時点で、決定期限を30日に変更することを予定しているのは数団体だった。

次に、県警本部及び公安委員会以外の実施機関における、開示請求に係る処理日数などの運用状況についてだが、開示請求から決定までの全体平均処理日数は、令和2年度が約14日で、令和3年度が約15日だった。

このうち、延長なし案件の平均処理日数は、過去2年度とも約13日であり、延長あり案件の平均処理日数は、令和2年度が約40日、令和3年度が約36日だった。

また、延長率は令和2年度で約3.8%、令和3年度で約8.9%だった。なお、特例延長は件数が極めて少ないため算定要素には入れていない。

続いて、原決定妥当とする答申の割合についてだが、決定期限を15日としている千葉県の過去3年度分の答申において、原決定を妥当とした答申の割合の平均は、約66%だった。比較対象として、決定期限を30日としている国の行政機関の同様の割合の平均は約67%だった。

ちなみに、千葉県における自己情報開示請求に係る審査請求の割合は、過去3年度分の平均で、約2.9%だった。

なお、補足として、千葉県情報公開条例の規定では、個人情報保護条例と同様、決定期限は15日であり、延長期間が45日となっている。千葉県情報公開条例では、令和元年度に決定期限を30日から15日に改正しており、これにより、15日以内の決定がなされる割合が、約25%から約90%にまで増加している。

議長：ただいまの説明に関し、ご質問があればお願いしたい。

永嶋委員：県警本部や公安委員会についての状況はどうか。

事務局：それらについては集計が別の機関になるので集めきれなかった。

桐ヶ谷委員：県警本部や公安委員会の全体に占める比率はどの程度か。原決定の妥当率は66%だが、それは不開示とされた部分が妥当ということであり、開示された部分の第三者への配慮などの問題があるものも妥当とされているのか。

事務局：県警本部が多く、知事部局より相当多い。附言などが付けられ、問題はあるが妥当となった答申を分けて集計はしていないので、妥当としたもの

の中にも問題があるものも少なからず含まれている。

議長：開示し過ぎの案件も散見するが、それはどうしようもない。それらは妥当と言わざるを得ない。国の場合は30日以内だが、個人情報の場合は時間がかかり、延長されて決定されたものが審査会に挙がってくる場合が多い。その場合の案件は不開示部分が多く、開示しすぎということはほとんどない。

石井委員：審査請求されていないものの、適切・不適切の調査は実施したのか。

事務局：適切・不適切の調査は術がなくてできなかった。延長制度が活用できていないため不適切な決定になっているというのであれば、それを活用できるように整えていくこともあるのではないかな。

石井委員：精神論ではなく実効性のある制度が必要。実質10日で特定から決定まで、深夜残業などせずに本当にできるのかを確認したい。

事務局：15日以内に決定できないものは当然あるが、延長制度をうまく使い運用でカバーするという考え方もある。

永嶋委員：審査請求の答申で妥当でないと言われたものの延長率は分からないのか。延長して決定したものが妥当でないと言われる傾向はあるのか。

事務局：延長率は不明だが、そのようなものがあるのも事実である。

永嶋委員：カテゴリとして、簡単で典型的なものは期限内で処理されているのだろう。一方、複雑なものは延長制度を使用しているかもしれないが、妥当ではないと判断した答申の中にはそのカテゴリのものが多く含まれていて、延長の活用だけでは解決できない部分があるのではないかなと思う。延長を活用してもうまくいかなかった事例はどの程度あるのかを見てみれば30日以内に作る改正の必要性もみえてくるのではないかな。

事務局：延長制度を活用しても、なお妥当でないという事例は確かにあり、そのような視点は重要である。

議長：令和2年度と比べて令和3年度の延長率が上がっている理由は何かな。

事務局：開示請求件数自体が、令和3年度は令和2年度比べてかなり増えているためと思われる。

議長：期限を延ばすデメリットのひとつは、15日以内に決定できる案件も30日近くかかってしまうかもしれないということだと思ふ。永嶋委員の仰った2つのカテゴリで分けて考えるべきだが、それを条例に示すことは困難であるので、やはり運用になるのではないかなと思う。延長制度や特例延長制度を周知していくのが大事ではないかな。

石井委員：運用でというならば30日以内にしておき、早く開示できるものは、なるべく早くする運用の方がよいのではないかな。余裕を持って適切に作業ができる環境を条例で整備することが一番の問題。

永嶋委員：県警本部の件数が多いというならばその延長率のデータがないまま議論するのはどうかと思う。審査請求された案件の県警本部や公安委員会の割

合はどの程度か。

事務局：割合のデータはないが、そう多くはないと認識している。

議長：情報がある意味欠けているといえる。

桐ヶ谷委員：知事部局で平均13日位かかるということと、延長や特例延長制度を少ないとはいえ使っていることを考えあわせると、30日程度の検討する時間は与えるべきではないか。30日以内と定めて、比較的簡易なものは速やかに決定するという運用をするというのが望ましいのではないか。

谷委員：県警本部等のデータがなく、支障性がわからないまま30日以内に延長するのは良くない。具体的な支障性の十分な調査が必要なのではないか。

川口委員：開示が遅くなることと、不正確なものを出すことのどちらが取り返しがつかないかが重要と思う。

川瀬委員：川口委員に同意。開示が遅れることの不利益と、不正確なものを出してしまうことの不利益は比べられない。簡易なもの複雑なもの割合が分からないということだが、それはさほど重要ではなく、遅れるケースを10件出してしまうても、不正確なものを出すケースを1件防止する方が良い。

議長：30日以内に延ばすという意見が大勢のようにだが、たとえ延ばしても、審査請求の案件が減るとは限らない。しかし第三者情報を不用意に開示してしまうとか、一貫性のない決定というものは減るのではないだろうか。他にご意見があればお願いしたい。

桐ヶ谷委員：30日以内に延長する県があるということだが、理由は聞いているか。

事務局：法で統一していくうえで、法で妥当とされた期間に合わせてゆくという考えのようである。

議長：30日以内に延ばすという意見が大勢であると判断した。事務局から補足があればお願いしたい。

事務局：都道府県全体としては現状維持の自治体が多く、法に合わせて決定期限を延ばす自治体は少数派である。調査が不十分であったかもしれないが、30日以内に延ばす積極的な理由は見いだせない。自己情報開示請求はその後の訂正請求・利用停止請求につながっていくものであるから、迅速な対応が必要と考える。

現行15日以内としているものを改定するには根拠が必要だが、15日以内の決定の中で不適切のものがあるかという調査はできないため、推測の域を出ないものになる。そのレベルの根拠で現行条例を変えるのは少し苦しいのではないかと思われる。

議長：意見を総合すると、決定期限が短いことによるミスが生じるという懸念が払拭しきれないということだと思う。

適切な決定を行うための検討時間を十分に確保する観点から法と合わせて30日以内とすべきである。そのような配慮を十分検討してもらいた

いという結論にしたい。

石井委員：実態調査ができないから推測の域を出ないと言うのであれば調査をすべきである。

事務局：今後できる限りの調査はしていきたい。

永嶋委員：訂正請求・利用停止請求はどのくらいの件数があるのか。

事務局：件数はかなり少なく、10件に満たない。

永嶋委員：どの程度の権利侵害があるかなど、データを明確にした方が良い。

事務局：改めて、結論をまとめていただきたい。

議長：事務局の説明では、現状の15日以内で処理ができており、引き続き迅速な開示を行うことが求められる。また、開示決定はその後の訂正請求・利用停止請求につながるものであることから迅速な開示決定を行うことが望ましい。15日以内とすれば、他の自治体の自己情報開示請求や情報公開条例との整合性もとれるということだった。

一方、審議会では決定期限が短いことで適切な決定がなされない懸念が非常に強いという意見があり、こうした観点から決定期限を法の定める30日以内とすることが望ましいということであった。それにより十分な検討時間を確保することができ、ミスを少なくし、現場で十分な対応ができるところとなり、その結果適切な開示決定を行うことにつながるのではないかという意見があった。また訂正請求・利用停止請求はそれほど頻度が高くないということを見ると、そのことが期限を延ばすことを妨げるものではない。30日以内であったとしても早く決定できるものは、県民のために迅速な決定を行うことを運用上求めることで、後退を回避できるのではないかという意見もあった。

迅速な決定を行うために15日以内という考え方もあるが、適切な決定を行うための検討時間を確保するという観点から30日以内とすべきである。そのため慎重かつ十分な検討を行ったうえ設定すべきであろう。

このようにまとめたい。

事務局：了解した。

諮問項目以外の項目

議長：諮問項目以外の項目について説明をお願いしたい。

事務局：諮問項目以外の項目で規定を検討しているものは2点あり、1点目は条例第59条に相当する運用状況の公表の規定を設けることである。運用状況の公表については、法第165条により、委員会は各地方公共団体に対し法律の施行状況について報告を求めることができ、毎年度、その報告を取りまとめた上で公表するとしている。

しかし、委員会に運用状況について地方公共団体が自発的に公表することは許容されており、また、現行どおり、知事が毎年1回、個人情報保護

制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するという制度を維持する方が、県民にとっても情報にアクセスしやすく県民に利益となることから、施行条例に規定することを検討している。

2点目は施行条例等に関して必要な事項は実施機関が定める旨の委任規定を置くことで、こちらは、条例第61条の委任規定に相当するもので、施行条例に関する必要な規則、規定等を実施機関が定めることができるようにするために、設けることを検討している。

議長：ただいまの説明に関し、ご質問があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：各委員のご意見をお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：これまでと同じホームページによる公表であればよろしいのではないかと
思うが如何か。

各委員：(了承)

議長：それではこれらの項目についても答申に反映させるようにしたい。他に
あるか。

事務局：議会に関してだが、法では、その適用対象機関として、地方公共団体の
機関を規定しているが、この中から議会は除かれている。そのため、議会は法の適用を受けず、個人情報保護に関しては、独自の措置を講ずる必要がある。一方で、条例では、「実施機関」として、執行機関のみならず、議会も含まれているため、現行では、議会も条例の規定の適用を受けている。このように、これまで議会が、条例に規定する「実施機関」の1つとして、執行機関と同様に、条例の規律に服していたことに鑑みると、改正個人情報保護法施行後においても、引き続き、個人情報の基本的な取扱いや開示請求等について、執行機関と同様の措置を講ずることが望ましいと考えられる。

議長：これまでと変わらないということか。

事務局：最終的にはこれまでと変わりなくなる。

議長：この点に関し、ご質問、ご意見があればお願いしたい。

各委員：(発言なし)

議長：よろしいか。

各委員：(了承)

議長：それではこのことについても答申に反映させるようにしたい。

議長：では、本日の全体会の審議は以上とする。次回は7月28日(木)14:00からオンラインによる開催とする。